

適切な雑踏警備の実施について

令和元年8月9日
大通達甲（地域）第7号
生活安全部長から生活安全
全部地域課長、生活安全
全部地域課通信指令室長、
各警察署長宛て

（概要）

この通達は、雑踏警備を実施するに当たっての基本的考え方及び留意事項について、必要な事項を定めたものである。